

.....
平成14年 第2回 6月(定例)中間市議会会議録(第4日)

平成14年6月28日(金曜日)

.....
議事日程(第4号)

平成14年6月28日 午前10時00分開議

日程第1 第34号議案 中間市電子計算組織の管理運営に関する条例の一部
を改正する条例

(日程第1 委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第2 議員提出議案第1号 中間市議会会議規則の一部を改正する規則
(日程第2 提案理由説明省略・質疑・討論・採決)

日程第3 請願第1号 固定資産税減免に関する請願
(日程第3 継続審査)

日程第4 意見書案第11号 「有事法制三法案」を今国会で決定しないこと
を求める意見書

(日程第4 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第5 意見書案第12号 地方交付税の財源保障機能の維持を求める意見
書

(日程第5 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第6 意見書案第13号 福岡県立遠賀病院の存続を求める意見書
(日程第6 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第7 意見書案第14号 義務教育費国庫負担制度の堅持等に関する意見
書

(日程第7 提案理由説明省略・質疑・討論・採決)

日程第8 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(22名)

| | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 1番 | 岩崎 | 三次君 | 2番 | 中家 | 多恵子君 |
| 3番 | 井上 | 久雄君 | 4番 | 植本 | 種實君 |
| 5番 | 山本 | 慎悟君 | 6番 | 野村 | 重利君 |
| 7番 | 山本 | 貴雅君 | 8番 | 宮下 | 寛君 |
| 9番 | 青木 | 孝子君 | 10番 | 久好 | 勝利君 |
| 11番 | 佐々木 | 正義君 | 12番 | 堀田 | 英雄君 |
| 13番 | 福田 | 一則君 | 14番 | 山之内 | 智君 |
| 15番 | 香川 | 実君 | 16番 | 古野 | 嘉久君 |
| 17番 | 岩崎 | 悟君 | 19番 | 上村 | 武郎君 |

午前10時00分開議

議長（岩崎 三次君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は22名で、定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

.....

日程第1 第34号議案

議長（岩崎 三次君）

これより日程第1、第34号議案を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。

山本総務文教委員長。

総務文教常任委員長（山本 慎悟君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第34号議案中間市電子計算組織の管理運営に関する条例の一部を改正する条例について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

改正の主な内容は、この条例が制定された昭和53年以降、コンピューター及び関連技術は目覚ましく進歩し、情報通信の技術においても、各家庭でインターネットを利用し、さまざまな情報のやり取りが可能となっております。

市役所における情報の管理も、以前は電算室で一元管理を行っていましたが、現在、各課ごとのパソコンによる分散管理へと移行しており、今後、インターネットを利用した各種申請や手続の整備計画が進められております。

このような背景から、行政事務の迅速化・効率化を図り、住民サービスの向上のため、一定の条件を満たすものは、パソコンを利用した情報の提供を認めるよう改正するものです。

また、本条例中の個人データの情報開示規定についても、中間市情報公開条例に同様の規定があることから、その整合性を図るため、本条例における項目を削除し、今後は情報公開条例の規定に基づき、個人データの情報開示を行うこととなります。

審査の中で委員から、個人情報の開示請求について、情報公開条例では、今までの規定と比べ、非開示とする場合をつけ加えることになるがとの質問があり、執行部から、個人情報については開示することが原則となっております。しかし、介護認定におけるデータや医療診断等のデータのように、個人の精神的苦痛や家族への影響が考えられる場合、中間市電子計算組織管理運営審議会等で慎重に検討し、決定することになりますとの説明がありました。

討論において、今後とも個人データの情報管理については厳しく管理を行っていきたいとの意見がありました。

以上の審査をもちまして採決をいたしましたところ、全員の賛成で可決すべ

きものと決しました。

何とぞよろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げまして、委員長の報告を終わります。

議長（岩崎 三次君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

討論なしと認めます。

これより第34号議案中間市電子計算組織の管理運営に関する条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（岩崎 三次君）

全員起立であります。よって、第34号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

.....

日程第2 議員提出議案第1号

議長（岩崎 三次君）

次に、日程第2、議員提出議案第1号を議題といたします。

お諮りいたします。本案については提案理由の説明を省略することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

異議なしと認め、よって、本案については提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第1号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岩崎 三次君)

討論なしと認めます。

これより議員提出議案第1号中間市議会会議規則の一部を改正する規則を起立により採決いたします。

本案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(岩崎 三次君)

全員起立であります。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

.....

日程第3 請願第1号

議長(岩崎 三次君)

次に、日程第3、請願第1号を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第1号については、所管の総務文教委員長から、目下委員会において審査中につき、会議規則第99条の規定により継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岩崎 三次君)

ご異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

.....

日程第4 意見書案第11号

議長(岩崎 三次君)

次に、日程第4、意見書案第11号「有事法制三法案」を今国会で決定しないことを求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。山本貴雅君。

議員(7番 山本 貴雅君)

意見書案第11号「有事法制三法案」を今国会で決定しないことを求める意見書(案)について、提案理由の説明を行います。

小泉内閣は、「武力攻撃事態法案」、「自衛隊法改正案」、「安全保障会議設置法改正案」の有事法制三法案を、4月17日、国会に提出しました。有事法制は、戦争最優先の国家づくりをねらう法律です。アメリカが一部の国を「悪の枢軸」と名指しし、テロ対策を口実に、世界に戦争を広げようとしているもつとで、国民・青年を、その戦争に強制的に動員できるようにしようというのです。

先日、政府・与党は、5月中の衆議院通過をねらって公聴会の単独決定という暴挙に出ましたが、これは世論の厳しい批判にさらされ、公聴会を白紙撤回

せざるを得ない事態となりました。

こうした事態が生まれたのは、この間の国会審議の中で、急速に法案に対する疑問、不安、批判、反対の声が広範な分野で広がったためです。世論調査では、軒並み今国会での成立に否定的な声が大勢を占めています。

テレビ朝日系番組の世論調査、6月9日放送分では、賛成26.6%に対し、反対52.2%、10日放送NHK世論調査でも「今国会で成立すべきだ」は8%にすぎず、「廃案にすべきだ」が17%、「今国会にこだわらず十分に審議すべきだ」が70%、合わせて9割近くが今国会の成立に反対しています。

有事法制によって直接動員される自治体の不安、反対の声も広がり、全国各地の自治体首長や議会から、有事法案に反対や危惧、慎重な審議を求むる声が多く上がっています。自治労連のアンケートには、583人の首長が回答し、そのうち「有事法制や法案反対」が合わせて61人、10.5%、「拙速とならず、慎重審議を求むる」が407人で69.8%と、8割以上が慎重な姿勢を示しています。全国市長会議も、6月6日、「十分な説明責任を果たす」よう政府に求めています。

また、所属組織の違いを越えた陸・海・空・港湾関係労組や広範な宗教者が呼びかけ、4万人が参加した5月24日の大集会、6月16日の6万人が集まったストップ有事法制全国大集会は、こうした世論の高まりを結集したものとと言えます。

そこには、国民の暮らしと命、日本の平和を根本から脅かされてはかなわないという共通した思いがあります。「緊急事態のルールを決めておくべきだ」という人も含め広範な人々が、この法案に反対する声を上げているのです。

小泉首相は「備えあれば憂いなし」と、外国からの侵略に備えて法律を整備しておくかのように言います。しかし、日本に対する大規模な軍事攻撃はあるのでしょうか。「3年、5年のタームでは想像ができないかもしれない」と言ったのは防衛庁長官でした。旧ソ連を仮想敵国としていたときでも、当時の福田首相は、武力侵攻の可能性について、「万万万万が一」と国会で答弁しています。実際にはあり得ないということでしょう。

国会論戦の中で、法案の危険な内容がいよいよ浮き彫りになっています。第1に、法案が「日本を守る備え」でなく、アメリカの行う戦争に世界規模で参加することに備えるものであるということです。法案のいう「我が国」とは、「周辺事態法」や「テロ特措法」で、日本国内だけでなく、公海や他国の領域にも展開し、米軍の戦争を支援している自衛隊も含まれます。そして、これへの「武力攻撃」の「予測」や「おそれ」が生まれたら、これを排除するために、武力行使も含む軍事行動を行うというのです。まさにこれは、自衛隊が海外で米軍と一体となった武力行使ができるようにするものです。しかも、これが、今アメリカがイラクへの攻撃態勢を強める中、インド洋への自衛隊の派遣を半年延長する措置がとられる中で進められているだけに重大です。

第2に、法案が、こうしたアメリカの戦争に参戦する際に、自治体や指定公共機関、国民を動員する国家体制をつくるものであることが、一層明らかにな

っています。法案は、すべての国民に戦争協力の義務があるとしています。「戦争は嫌」、「協力したくない」という平和を願う国民にも、強制的に「協力」が求められ、断れば刑罰を科せられる。医療、輸送、建築・土木などの分野で働く人が命令一つで駆り出される。まさに、私たち国民の暮らしや職場が戦争動員の対象となります。道路や空港、鉄道、電力、ガス、NHK、NTT、日本銀行、日本赤十字社なども動員の対象です。日本に暮らすすべての人の生活が、戦争最優先に組みかえられていくのです。

そのために、あらゆることを首相が独断でできるような国の仕組みも大きく変えられてしまいます。首相に大きな権限が与えられ、有事法制を発動するのも、自治体や民間をどのように動員するかを決めるのも、協力しない自治体や民間を強制的に従わせるのも、すべて首相です。国会での議論は事前には必要なく、報道も規制されます。国民が知らないうちに憲法が停止され、何が起きているのかわからず、意見も言えないまま戦争に協力させられることとなります。

法案は、「戦争をしない」と決めた憲法第9条をじゅうりんし、「武力を行使」と公然と書いています。そして、戦争が一番大事、そのためには国民の自由や権利、国会の役割や地方自治がないがしろにされてもやむを得ないという立場に立って、憲法の平和的、民主的原則をすべて踏みにじることを当然のこととしています。まさに、「戦争国家法案」と呼ぶべきものです。

20世紀の二つの大戦を経て、人類は武力ではなく話し合いによって国家間の紛争を解決するルールをつくってきました。このルールを根づかせる努力こそ、21世紀に必要です。

憲法第9条を持つ日本は、その先頭に立つべきです。憲法に基づき、平和、自由、人権が大切にされ、世界の平和に貢献する日本か、それとも、アメリカの戦争に協力し、国民の暮らしや権利よりも戦争を優先する日本か、21世紀にどんな日本をつくるのかが今問われています。

法案は、「自衛隊のルールをつくる」と称して、日本が武力の行使をしないように定めたルールも、民主主義のルールも破壊するものです。人命救助が最優先の課題になる大規模災害が起きたら、国民が権利を譲り合い、互いに助け合うのとは根本的に違います。

憲法には、第二次世界大戦で犠牲になった多くの人々の魂、平和への思いが凝縮されています。戦争は、自然災害と違い人が起こすものです。戦争が起きることを想定した法律ではなく、平和交流ができる人を育てることこそが備えです。

政府・与党は、有事法案の公聴会日程を事実上白紙撤回しましたが、今度は会期延長を強行し、土俵を広げることで法案を無理やり通そうとしています。

法案の重大な問題点は国会審議でも次々に明らかになり、法案に反対する声は、思想、信条、政党支持の違いをこえ、急速に広がっています。この有事法制3法案は、「日本を守る」ために有事法制を必要と思っている人たちの思いとも、全く相入れないものです。

憲法と国会法は、国会の会期制の原則を明確し、国会法第68条で「会期中

に議決に至らなかった案件は、後会に継続しない」と定めています。こんな重大な法案は、国会が十分な時間をかけて審議を尽くし、会期内に成立しないなら廃案にするのが、議会制民主主義のルールです。審議不十分なまま延長した今国会で早急に成立させるのではなく、「有事法制三法案」を今国会で決定しないよう強く求めます。

以上、ご賛同いただきますようお願いしまして、提案理由の説明を終わります。

議長（岩崎 三次君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第11号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第11号「有事法制三法案」を今国会で決定しないことを求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（岩崎 三次君）

起立少数であります。よって、意見書案第11号は原案否決されました。

.....

日程第5 意見書案第12号

議長（岩崎 三次君）

次に、日程第5、意見書案第12号地方交付税の財源保障機能の維持を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。宮下寛君。

議員（8番 宮下 寛君）

地方交付税の財源保障機能の維持を求める意見書の提案理由を行います。

今月の7日開催された第16回経済財政諮問会議において、小泉首相が、「地方行財政改革について」の項の中で、「国の関与を縮小し、地方の権限と責任を大幅に拡大する」ことを前面に出し、「交付税の財源保障機能全般について見直し、縮小していく」、「交付税による財源保障への依存体質から脱却」等を指示するなど、地方交付税制度を変更させ、財源保障を切り縮める動

きが強まっています。しかし、これらの動きは、地方交付税制度を真っ向から否定するものです。

戦前は、知事が国の任命であったことに象徴されるように、今日のような地方自治は保障されていませんでした。戦後、新憲法のもとでの地方自治制度に対応した税財政制度をつくる際に、日本の民主化を進めるためには地方自治を強化することが必要であり、そのためにも地方財源の強化が図られなければならないことが強調され、すべての自治体に一定の水準の行政を財政的に保障することを基準に置くという、世界に誇る今日の地方交付税制度が発足しました。

地方交付税法第1条は、交付税の目的を財政調整と財源保障の二つの機能を通じて、「地方自治の本旨を実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化すること」と定めています。

また、税制を見てみますと、政府は国税を、自治体は地方税を、国民や企業からそれぞれ集めています。その比率は、国は6・地方4の割合ですが、実際に税金が使われているところで比較をしますと、国4対地方6という逆の割合になっているのです。ですから、地方交付税法第6条第1項で、国税5税の一定割合をもって地方交付税とする旨が規定をされています。

ここに、「ぎょうせい」という会社が発行している「やさしい地方交付税」という本から引用しておりますが、この中には、「この表現は」・・・これは地方交付税法第6条第1項の規定を指しているわけです・・・「この表現は、国税5税の一定割合は当然に地方交付税になることを意味しており、地方交付税が単なる国からの交付金ではなく、本来地方団体が共有する固有の財源であることを明らかにしている」と述べています。

さらに、地方交付税法第6条の3第2項では、「法定の交付税額が地方団体の財源不足額と著しく異なる場合、交付税率の引き上げなどを行って国の責任で補てんする」ことを定めています。このように今日の地方交付税は、先ほど述べた国と地方の支出面でのギャップを埋める機能を果たしているのです。

「財源保障機能縮小」というのは、国が地方の財源を横取りすることになるといっても過言ではありません。

全国町村会の山本文雄会長は、地方分権推進会議に出席し、次のように述べています。「現行の交付税の持つ財政調整機能と財源保障機能は絶対に維持すべきであり、また、税源委譲を行っても税源の偏在構造は変わりませんから、交付税の役割は一層重要」と述べて、交付税の二つの機能の維持を訴えています。

我が中間市議会におきましても、市民の福祉や暮らしに責任を持つ立場から、また、全国の地方自治体から批判が出ている地方交付税制度を変質させ、財源保障を切り縮める政府の動きに厳しい批判を上げるべきではないでしょうか。

議員諸氏のご賛同をお願いしまして、議案提案理由の説明を終わります。

議長（岩崎 三次君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第 12 号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第 12 号地方交付税の財源保障機能の維持を求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（岩崎 三次君）

起立少数であります。よって、意見書案 12 号は原案否決されました。

.....

日程第 6 . 意見書案第 13 号

議長（岩崎 三次君）

次に、日程第 6、意見書案第 13 号福岡県立遠賀病院の存続を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。植本種實君。

議員（4 番 植本 種實君）

福岡県立遠賀病院の存続を求める意見書でございます。

福岡県立遠賀病院は、昭和 30 年 4 月に戦後の結核撲滅対策の一環として発足いたしました。その後、診療科の増設を行いながら一般病床へ機能転換を順次図り、地域の医療需要に対応してきました。特に、平成 7 年には、老人性痴呆疾患病棟（みどりの病棟）を開設、また、平成 10 年には、一般病棟内に合併症を有する痴呆対応病棟を設置し、高齢者医療の充実・強化を目指す等、時代の要請にこたえた医療を実施してきています。

これらの病棟は、高齢者医療の先駆けとして、県民の財産といっても過言ではなく、今後、少子・高齢化がますます進行していく中、県立遠賀病院は、福岡県北部・北九州地域保健医療圏の中核施設として、なくてはならない機関であると考えます。そして、各看護学校の実習を担ってきています。また、近隣の中学校の体験実習の場としても重要でございます。

しかしながら、県立病院改革論議の中で、同病院の廃止・移譲等が検討されています。このため、老人性痴呆疾患の患者・家族さんを初めとして、多くの患者さんに不安が広がり、地域医療にも大きな影響が懸念されています。地域住民が安心して受診できるよう福岡県立遠賀病院の存続と、なお一層の機能充

実を図るため、特段の措置を講ぜられますよう強く意見を申し上げます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

議員各位様のご賛同をよろしくお願いいたします。まことにありがとうございました。

議長（岩崎 三次君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第13号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第13号福岡県立遠賀病院の存続を求める意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

議長（岩崎 三次君）

起立少数であります。よって、意見書案第13号は原案否決されました。

.....

日程第7．意見書案第14号

議長（岩崎 三次君）

次に、日程第7、意見書案第14号義務教育費国庫負担制度の堅持等に関する意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案については提案理由の説明を省略することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

ご異議なしと認め、よって、本案については提案理由の説明を省略することに決しました。

議長（岩崎 三次君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岩崎 三次君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第14号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岩崎 三次君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岩崎 三次君)

討論なしと認めます。

これより意見書案第14号義務教育費国庫負担制度の堅持等に関する意見書を起立により採決いたします。

本意見書案については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

議長(岩崎 三次君)

全員起立であります。よって、意見書案第14号は原案のとおり可決されました。

.....

日程第8 会議録署名議員の指名

議長(岩崎 三次君)

これより日程第8、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において青木孝子さん及び古野嘉久君を指名いたします。

.....

議長(岩崎 三次君)

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。よって、平成14年第2回中間市議会定例会は、これにて閉会いたします。

午前10時32分閉会

.....

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 岩 崎 三 次

議 員 青 木 孝 子

議 員 古 野 嘉 久